



鳥取県公報

平成15年 8月20日(水)
号外第115号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(517)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(518)(＼).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(519)(水産課).....	2
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(520)(＼).....	3

告 示

鳥取県告示第517号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年 8月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.05</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.05</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.1</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.1</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.075</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.075</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.125</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.125</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.125</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.125</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.175</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.175</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.225</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.225</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 12 年を超え 14 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.225</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.225</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.275</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 14 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.275</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 13 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.325</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325</u> パーセント

市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.3パーセントの割合で交付する場合	年0.3パーセント	市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント
---	-----------	--	------------

鳥取県告示第518号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。
 平成15年8月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率	
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.85パーセント以内	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.95パーセント以内
			7年超9年以内	年0.90パーセント以内				7年超8年以内	年1.0パーセント以内
			9年超10年以内	年1.0パーセント以内				8年超10年以内	年1.1パーセント以内
			10年超12年以内	年1.1パーセント以内				10年超11年以内	年1.2パーセント以内
			12年超14年以内	年1.2パーセント以内				11年超13年以内	年1.3パーセント以内
	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.1パーセント以内	略	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.2パーセント以内
			7年超9年以内	年1.15パーセント以内				7年超8年以内	年1.25パーセント以内
			9年超10年以内	年1.25パーセント以内				8年超10年以内	年1.35パーセント以内
			10年超12年以内	年1.35パーセント以内				10年超11年以内	年1.45パーセント以内
			12年超14年以内	年1.45パーセント以内				11年超13年以内	年1.55パーセント以内
(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.6パーセント以内	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年0.7パーセント以内	
		7年超9年以内	年0.65パーセント以内				7年超8年以内	年0.75パーセント以内	
		9年超10年以内	年0.75パーセント以内				8年超10年以内	年0.85パーセント以内	
		10年超12年以内	年0.85パーセント以内				10年超11年以内	年0.95パーセント以内	
		12年超14年以内	年0.95パーセント以内				11年超13年以内	年1.05パーセント以内	
(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年0.85パーセント以内	略	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年0.95パーセント以内	
		7年超9年以内	年0.9パーセント以内				7年超8年以内	年1.0パーセント以内	
		9年超10年以内	年1.0パーセント以内				8年超10年以内	年1.1パーセント以内	
		10年超12年以内	年1.1パーセント以内				10年超11年以内	年1.2パーセント以内	
		12年超14年以内	年1.2パーセント以内				11年超13年以内	年1.3パーセント以内	
(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年1.1パーセント以内	略	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	7年以内	年1.2パーセント以内	
		7年超9年以内	年1.15パーセント以内				7年超8年以内	年1.25パーセント以内	
		9年超10年以内	年1.25パーセント以内				8年超10年以内	年1.35パーセント以内	
		10年超12年以内	年1.35パーセント以内				10年超11年以内	年1.45パーセント以内	
		12年超14年以内	年1.45パーセント以内				11年超13年以内	年1.55パーセント以内	
(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.3パーセント以内	略	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年以内	年1.4パーセント以内	
		7年超9年以内	年1.35パーセント以内				7年超8年以内	年1.45パーセント以内	
		9年超10年以内	年1.45パーセント以内				8年超10年以内	年1.55パーセント以内	
		10年超12年以内	年1.55パーセント以内				10年超11年以内	年1.65パーセント以内	
		12年超14年以内	年1.65パーセント以内				11年超13年以内	年1.75パーセント以内	
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.10パーセント以内			3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.20パーセント以内		
備考 略				備考 略					

鳥取県告示第519号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。
 平成15年8月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.1</u> パーセント	略	年 <u>1.2</u> パーセント	略

鳥取県告示第520号

平成 8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成15年 8月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年 <u>1.725</u> パーセント	略	規則別表第6号の資金	年 <u>1.825</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.1</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>1.2</u> パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年 <u>1.1</u> パーセント	略		年 <u>1.2</u> パーセント	略	

